令和８年（フ）第５２７１号
大阪府東大阪市大蓮北１丁目９番26号　グループホーム輝きの里
債務者　松本　泰一（法定代理人成年後見人藤澤泰子）
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２８１号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目１番21―408号
債務者　黒澤テル子
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第９２号
愛媛県四国中央市土居町土居225番地１　第１続木マンション21号、前住所大阪府大阪市東淀川区小松１丁目２番４号　201
債務者　赤谷　淳司
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第４９２号
熊本県宇城市豊野町中間3848番地５
債務者　茶屋　真二
１　決定年月日時　令和８年10月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２８８号
沖縄県中頭郡読谷村字座喜味255番地
債務者　喜友名浩二
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１６１１号
東京都東村山市美住町１丁目４番地15美住町１丁目第３アパート２―509
債務者　坊野　一敏
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第５５号
福井県敦賀市蓬莱町５番17号　メゾン豊幸203号室
債務者　桂本沙也華
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第１１８号
神戸市西区池上２丁目36―１　メゾン池上２―105号、住民票上の住所神戸市西区大津和２丁目９番地の３　サニーパレス池上312号
債務者　矢部　享子
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２３８号
神戸市西区学園西町７丁目１番地　754―202号
債務者　狩集　純清
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２４５号
兵庫県明石市魚住町住吉４丁目４番３号　カサブランカ住吉221号
債務者　荻野たつ子
１　決定年月日時　令和８年10月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２０号
徳島県阿南市長生町西方591番地　市営西方団地215号室
債務者　吉岡戦四郎
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第２２号
徳島県阿南市賀町新はり257番地フィットセル・ハレアカラＡ棟
債務者　日下　陽香
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
徳島地方裁判所阿南支部

令和８年（フ）第２１４号
福島県郡山市富久山町久保田字石堂67番地の１　パークサイドマンション601号
債務者　菱田　朋宣
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２４２号
福島県郡山市田村町金屋字上川原157番地　クラールＩ―103号
債務者　松浦　　凌
１　決定年月日時　令和８年10月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第７４９号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド住宅41号棟205号室
債務者　安達　慎也
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７５０号
神戸市中央区港島中町３丁目１番地　ポートアイランド住宅41号棟205号室
債務者　安達　正美
１　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部